

岩手県医療局管理規程第11号

岩手県立病院名誉院長の称号の授与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年9月11日

岩手県医療局長 遠藤達雄

岩手県立病院名誉院長の称号の授与に関する規程の一部を改正する規程

岩手県立病院名誉院長の称号の授与に関する規程（昭和47年岩手県医療局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(称号の授与)</p> <p>第2条 医療局長は、<u>岩手県立病院（以下「県立病院」という。）</u>に、<u>病院長として多年勤務した後に退職した者であって、県立病院の運営について功績のあったものに対し、その功績を永く称えるため、別に定めるところにより名誉院長の称号を授与することができる。</u></p> <p>2 [略]</p> <p>(職務)</p> <p>第3条 名誉院長は、<u>病院長退職時に在職した県立病院（以下「当該病院」という。）</u>の運営等について、<u>当該病院の病院長の諮問に応じ、又は意見を述べるものとする。</u></p> <p>2 名誉院長は、<u>当該病院の病院長の要請により、地域の保健活動等にあたるものとする。</u></p> <p><u>(功労金等)</u></p> <p>第4条 名誉院長には、<u>予算の範囲内で功労金を支給することができる。</u></p> <p>2 名誉院長が、<u>当該病院の職務のため旅行したときは、その費用を弁償する。</u></p>	<p>(称号の授与)</p> <p>第2条 医療局長は、<u>県立病院等（県立の病院及び病院附属診療所をいう。以下同じ。）の長等として多年勤務した後に退職した者であって、県立病院等の運営について功績のあったものに対し、別に定めるところにより名誉院長の称号を授与することができる。</u></p> <p>2 [略]</p> <p>(職務)</p> <p>第3条 名誉院長は、<u>県立病院等の運営等について、医療局長又は県立病院等の長の諮問に応じ、又は意見を述べるものとする。</u></p> <p>2 名誉院長は、<u>医療局長又は県立病院等の長の要請により、地域の保健活動等にあたるものとする。</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規程は、平成24年9月11日から施行する。